

「個人情報保護評価書（素案）」に対する ご意見の結果を公表します

「個人情報保護評価書（素案）」に対するご意見について、概要とそれに対する市の考え方をとりまとめましたので公表します。
貴重なご意見をいただきありがとうございました。

※ いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。

※ 個人・団体等への誹謗中傷など市が不適切と判断した内容や、個人等が特定される内容については、記載していません。

1. 意見募集結果概要

【意見募集期間】 令和2年1月6日（月）～令和2年2月7日（金）
【意見提出者数】 1名
【意見提出件数】 8件

＜回答分類＞

回答分類	説明	件数
①素案に記載済の内容です	いただいたご意見の内容は既に素案に盛り込まれています。	4
②素案を修正します	いただいたご意見をもとに素案を修正します。	0
③今後の参考・検討とします	素案の修正はしませんが、いただいたご意見は今後の参考（検討）にします。	1
④素案のとおりとします	ご意見の反映や対応が困難、または、市の考え方と方向性が合致しない内容です。	1
⑤その他	素案の内容と直接関係のないご意見、感想等（①～④に該当しないもの）。	2
	合計	8

問合せ先：西宮市役所情報システム課 TEL 0798-35-3523

2. ご意見の概要及び市の考え方について

NO.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
1	対象となる 本人の範囲 P.3	「個人情報保護」は公務員や議員にとって都合のよい言葉であり、不正を働いた職員等の個人情報の隠蔽などに使われるのではないかと懸念が示された。	2	素案は、住民情報の保護を目的としており、職員等の個人情報は保護の範囲外としております。	⑤
2	個人情報ファイル を取り扱う理由 P.4	個人情報保護により地域コミュニティの破壊がはじまったと懸念が示された。	1	個人情報を保護しつつ、政策立案に活用することを目的としているものであり、行政サービスの質の向上につながるものと考えております。	⑤
3	個人情報ファイル を取り扱う理由 P.1	庁内データをEBPMに利用したいとあるが、意図的に結果が歪められることもあるのではないかと懸念が示された。	1	素案は、分析における個人情報保護を目的としたものであり、分析結果の正確性や有効性について記載致しておりません。ご意見いただきましたとおり、分析結果を意図的に歪めることも可能であるため、分析の再現性を担保するとともに、施策反映への反映や、公表に際しては、学術機関等の講評を得るなど、第三者の目を通すことを想定しております。	③
4	個人情報ファイル の取扱いの委託 P.5、P.43	外部委託を前提としているが、外部委託がデータ漏洩の大きな要因となっていると懸念が示された。	1	データ分析は高度な専門知識を必要とすることから外部委託が不可欠です。そこで、データへのアクセスを情報システム課執務室内からに限定し、データの抜き出しができないようにシステムで制御するとともに、契約時に事業者の情報保護管理体制を確認する等のセキュリティ対策を講じることとしております。	①

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

NO.	素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
5	分析用抽象化情報 の生成手法 P.4、P.9-11	いかに個人情報加工保護しても、「人が創ったセキュリティは、人によって必ず破られる」ことを前提にする必要があるが、「こうすれば安全に管理可能」などと実施ありきの前提で述べられているように思う。	1	ご意見いただきましたとおり、セキュリティ対策に絶対安全というものはありません。そのため、分析用抽象化情報を西宮市個人情報保護条例において個人情報と位置付け、情報管理においては、他の住民情報と同等のセキュリティ対策にて取り扱うことを素案に記載したところです。加えて、万が一漏洩した場合に、そのリスクを低減するために分析用抽象化という加工を施すこととしたものです。	①
6	アクセス権限 P.8 P.41-42	ICカード・パスワードで二重三重にガードをしても、悪意を持った第三者がアクセスできる可能性があるのではないか。	1	機密性の高いシステムのアクセス権の制御では、知識情報（パスワード等）、所持情報（ICカード等）、生体情報（指紋等）の組み合わせによる二要素認証が国からも求められております。素案ではICカードとパスワードの組み合わせを選択しており、適時のパスワードの変更や、厳格なICカードの管理により、不正アクセスを防ぎます。	①
7	個人情報ファイル 記録項目 P.9 P.12 - P.39	実施に先立ち、本当に必要な情報を収集しようとしているのか再検討が必要ではないか。	1	市の保有個人情報には保存年限があるため、期限が到達すれば削除する必要があります。そこで、いつ必要になるか現段階ではわかりませんが、将来を見据えて、予め分析用に抽象化加工を行い保存しておくことで、幅広い分野で、経年の分析が可能となることを目的として整備するものです。	④
8	個人情報の使用 P.41	日常の職員間の会話の中で、漏洩が必ず発生すると考えられて心配である。	1	職員には地方公務員法第34条の守秘義務規定が適用されるとともに、西宮市個人情報保護条例におきましても罰則規定を設けております。研修を通じて情報管理意識の向上を図ってまいります。	①

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他